

○中国地方整備局告示第70号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年8月20日

中国地方整備局長 藤田 武彦

第1 起業者の名称 広島県

第2 事業の種類 一般国道487号改築工事（藤脇バイパス（広島県呉市倉橋町字小松川地内から同市音戸町藤脇二丁目地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川の付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 広島県呉市倉橋町字小松川、字花取及び字大坪並びに音戸町藤脇一丁目及び音戸町藤脇二丁目地内
- 2 使用の部分 広島県呉市倉橋町字小松川、字花取及び字大坪並びに音戸町藤脇一丁目及び音戸町藤脇二丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、呉市倉橋町字小松川地内を起点とし、同市音戸町早瀬三丁目までの延長1,775mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道487号改築工事（藤脇バイパス）並びにこれに伴う市道及び普通河川の付替工事」（以下、「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「一般国道487号改築工事」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行に伴い遮断される市道及び普通河川の従来の機能を維持させるための「市道及び普通河川の付替工事」は、道路法第3条第4号の市町村道及び市町村の管理する河川に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路及び法第3条第2号に掲げるその他公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道487号（以下、「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律による一級国道ではなかったことから、本件事業は改正法附則第3項に基づく一般国道の改築工事であると認められる。また、道路法第13条第1項は、国道の維持、修繕、災

害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、全体計画区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、広島県が管理を行うものである。

よって、広島県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

・ 得られる公共の利益

本路線は、広島県呉市本通一丁目の一般国道31号と一般国道185号との接続部を起点とし、瀬戸内海に突き出た半島部分を南下し、呉市警固屋八丁目地内の半島部で、瀬戸内海を音戸大橋で対岸の倉橋島に渡り、さらに早瀬大橋にて江田島市（東能美島、西能美島及び江田島）を經由した後、広島湾を経て広島市南区皆実町一丁目の一般国道2号平野橋東交差点に至る総延長53.2kmの路線で、呉市、江田島市及び広島市を結ぶ唯一の主要な幹線道路である。

本路線のうち、呉市倉橋町字小松川から同市音戸町早瀬三丁目までの現県道（以下「現道」という。）は、呉市音戸町藤脇地区及び同市倉橋町釣士田地区を通過する生活道路としての機能も併せ持つが、車道幅員が4.0m～6.0mと狭小なうえ、屈曲部が多数存在するため、大型車の交互交通に支障をきたし、交通の難所となっており、歩道も整備されていない状況である。なかでも、本路線と県道音戸倉橋線が接続される交差点付近は、道路幅員が狭小で見通しも悪いため交通事故が発生しており、同交差点に隣接する小学校の通学路を含んでいるため、朝夕の通学時間帯には児童が危険にさらされている状況にある。

本件事業の施行により、道路幅員10.5mの2車線道路が整備されることから、自動車の安全で円滑な交通が確保されるとともに、歩道と車道が分離されることから、歩行者の安全な通行が確保され、さらに、現道における自動車と歩行者の混合交通が緩和されることとなる。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に定める対象事業の要件に達していないため、環境影響評価は実施されていないが、既存文献を基に行われた起業者の任意の調査によると、環境保全目標は達成されるとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

・ 失われる利益

本件区間内において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく動植物について、「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」（平成16年3月広島県発行）を基に行われた起業者の任意の調査によると、それらの存在は確認されていない。

本件区間内において文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地等は含まれておらず、起業者が呉市教育委員会と協議した結果に基づき、試掘調査を行い、必要に応じて記録保存等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

・ 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間内における、狭小な幅員並びに線形の改良を図り、併せて歩道を整備することにより、自動車と歩行者の安全かつ円滑な交通を確保することを目的とする、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づく2車線の道路建設に係る事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

起終点については、事業の目的である線形の改良を図るため、現国道との取付部において平面及び縦断線形が滑らかになる地点を選定することとし、起点については、改良済みである呉市倉橋町字小松川地内に決定し、終点部については、改良済みである同市音戸町早瀬三丁目地内に決定された。

ルートを選定にあたっては、まず周辺地域への影響を考慮し、地域の土地利用状況、潰地面積及び支障物件の多少、工事施工の難易度、経済性等の面から、次の3案について検討を行っている。

第1案は、起点より現道を南西方向に進み、県道音戸倉橋線との交差点を通過後、藤脇地区内において、一部曲線半径の小さい区間を除き、現道に沿ったルートで通過し終点に至る現道拡幅案である。

この案によると、支障物件数が3案中最大となり、工事施工中の交通規制が必要となり、経済性についても申請案に劣り合理的な案とは言えない。

申請案である第2案は、起点より現道拡幅により南西方向に進んだ後、呉市倉橋町字大坪地内で現道から分岐し音戸町藤脇二丁目集落の北側背後の丘陵地を一部トンネルで通過し、左に緩やかなカーブを描きながら終点に至る中央ルート案である。

この案によると、第1案に比べ潰地面積及び土工量は多いものの、支障物件が少なく、工事の施工性に優れ、事業費が3案中最小となり、社会的、技術的及び経済的にみて最も合理的な案である。

第3案は、起点より現道拡幅により南西方向に進んだ後、同市倉橋町字大坪地内において現道から分岐し中央ルート案のさらに北側の山地部を切土及びトンネル構造で左に緩やかなカーブを描きながら終点に至る北東側ルート案である。

支障物件が3案中最も少ないものの、路線延長が最長で、取得必要面積、潰地面積、事業費が最大となり、トンネル及び長大法面により沿線の土地と分離されるため、今後の地域開発に関する効果が少ない等、適切な案とは言えない。

以上、総合的に比較検討した結果、第2案が最も合理的であると判断され、代替案はいずれも適切ではない。

さらに、本体工事施行に伴う市道及び普通河川の付替工事の計画は、従来の機能を維持するために必要最小限の範囲で付け替えるもので適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

- ・ 事業を早期に施行する必要性

現在の交通状況は、3・で述べたように、車道幅員が狭小であり、歩道も整備されていないため、自動車、歩行者の安全かつ円滑な交通に支障をきたしている。

本路線は広島県新道路整備計画においては、地域内の地域活性化を図るための地域内連絡道路として整備が進められており、また、呉市より本路線の早急な整備を望む要望書が提出されており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- ・ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県呉市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 広島県呉市音戸町藤脇一丁目及び音戸町藤脇二丁目地内